

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

徳島市長 遠藤 彰良

市町村名 (市町村コード)	徳島市 (36201)
地域名 (地域内農業集落名)	不動地区 (東崎南、東崎北、中通、中筋、喜来、西崎尾形、本村久保、飯北西、飯北東、譯分、高崎中筋、寺崎、宮東北、宮東南、寺崎東、中須)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年9月19日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農地の貸し借りは、以前からの付き合いのある人や、知り合いの間での貸し借りが多く、誰にでも貸してもいいというのはなかなかない。
・農地の借り手が多くおり、集約化が難しいが、10年後には、高齢化により空き地ばかりになる恐れがある。
・農道や水路の老朽化に加え、機械の大型化により、農地に入れず、営農が困難な農地が増えてきている。
・所有者不明の農地等による耕作放棄地の対処。
・後継者や担い手はいるが、農業者のパートナー不足が課題である。
・農作物の価格転嫁が必要である。
主な作物: 水稻、ほうれん草、ブロッコリー

(2) 地域における農業の将来の在り方

・儲かる農業を目指し、新たな農業者の確保・育成ができる地域づくりをする。
・農地のマッチングがスムーズに行える仕組みづくりをし、耕作放棄地の発生を防止する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	213.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	213.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
・以下の農地における転用について協議の場(令和7年8月6日～8月20日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
不動西町一丁目320番1の一部 416㎡のうち17.87㎡
・以下の農地における転用について協議の場(令和7年9月4日～9月18日開催)において、地域計画内の区域内の農地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認した。
不動西町四丁目2298番3 72㎡

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
・対象地区内の農地利用は、地域の担い手が担っていくほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進していくことにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
・農地の集積を促進するため、今後さらに農地中間管理機構を活用していく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
・老朽化している用排水施設等の改修を検討し、有効利用を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
・集落営農組織の設立やサポート体制の整備、小集落での共同作業や分業制などに取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・アグリサポートを充実させ、積極的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鷹やトンビ、鴨、カラスなどの被害が拡大しないように、ネット等の設置で対策するとともに、有害鳥獣の捕獲や追い払いに積極的に取り組んでいく。

②化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、安全で安心な作物の生産に取り組んでいく。

⑨不動地区で生産された飼料作物は、畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は地域内の農業者に供給するように取り組んでいく。